

平成22年(ネ)第2665号 損害賠償請求事件

控訴人 槌田 敦

被控訴人 社団法人日本気象学会

準備書面(1)

平成22年7月12日

東京高等裁判所第9民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 長谷川 俊 明



同 下 田 一 郎



同 大 上 良 介



同 奥 野 剛 史



第1 控訴理由の全面差し替えについて

控訴人は、平成22年6月21日付控訴人上申書(その2)において、平成22年5月17日付控訴理由書を全面的に削除し、平成22年6月11日付控訴人準備書面(1)と全面的に差し替えることを申請している。

しかし、かかる控訴人の控訴理由の全面的な差し替えは、平成22年3月26日の控訴提起から50日を越えた日に提出された平成22年6月11日付控訴人準備書面(1)をもって控訴理由書の提出とするものであり、「控訴状に第一審判決の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、控訴人は、控訴の提起後50日以内にこれらを記載した書面を控訴裁判所に提出しなければならない。」と規定する民事訴訟規則第182条に違反するものである。

したがって、平成22年5月17日付控訴理由書から平成22年6月11日付控訴人準備書面(1)への全面差し替えの申請は却下されるべきである。

さらに、一度平成22年5月17日付控訴理由書で控訴理由を主張しておきながら、控訴理由書提出期限を経過した後に控訴理由を全面的に差し替えることは、控訴人の「故意又は重大な過失により、時機に遅れて提出した攻撃又は防御の方法」に該当すること、また、控訴人の突然の控訴理由の差し替えを認めることは、被控訴人が応訴・主張立証を行うにあたって予想し得ない不利益を被ると共にいたずらに期日を重ねることにもなり、「訴訟の完結を遅延させる」ことにもなる。

したがって、控訴理由の全面差し替えは、時機に遅れた攻撃防御方法にも該当し、この点からも却下されるべきである。

以上より、控訴理由の全面差し替えについては、控訴理由書提出期間を徒過して提出されたもの、または時機に遅れた攻撃防御方法として却下されるべきであると考えるが、控訴理由の全面差し替えが認められる場合にそなえ、被控訴人は、以下に述べる認否および反論を行う。

## 第2 控訴人準備書面(1)に対する認否

原判決第2 1 前提事実記載の事実(原判決2頁7行目から10頁

3行目)と一致する事実についてはこれを認め、その余については全て否認ないし争う。

### 第3 控訴人準備書面(1)に対する反論について

#### 1 本論文の「天気」への掲載拒否について

(1) 被控訴人の会員が被控訴人に対しどのような権利・特典を有しているのか、そして、本編集委員会が「天気」への投稿論文の掲載可否の判断においてどのような裁量を有しているのかについては、基本的には社団法人である被控訴人の内部の問題であることから、まず被控訴人の定款・細則に明確な規定があればそれに従い、そこに明確な規定がない事柄については運用上の内規、実務上の慣習等に従い、問題となっている事柄の性質を踏まえて合目的的に解釈すべきであり、またそれで足りる。まず、被控訴人の定款においては、会員が「天気」に投稿論文を掲載できる具体的権利を定めているわけではない。そして、細則上も本編集委員会が原稿内容によっては投稿論文の「天気」への掲載を拒否できるとするのみで、拒否できる具体的要件については触れていないこと、また一般論として学術論文の専門雑誌等への掲載の可否にあたっては高度に専門的な判断を要することは自明であるから、「天気」への投稿論文の掲載の可否にあたっては本編集委員会に広範な裁量を与えられていると解するのが相当である。そして、「天気」への投稿論文の掲載の可否について本編集委員会に広範な裁量を与えられている以上、投稿論文の「天気」への掲載不許可が直ちに会員に対する不法行為を形成するものではなく、本編集委員会が査読制度によらず投稿論文の「天気」への掲載を不許可にするなど、論文内容によって採否を決すべきとされている細則の趣旨に明らかに反する場合にのみ不法行為が成立するというべきであり、原判決第3 1 (2) (原判決13頁15行目から

14頁20行目)の説示は誠に正当である。

(2) 控訴人は、査読者及び本編集委員会が控訴人の本論文を「誤読した」ことを理由として本論文の「天気」への掲載拒否が不法行為を形成すると主張しているが全くの誤りである。上記のとおり、本編集委員会の裁量権の濫用・逸脱は、査読制度によらないなど論文内容によって採否を決すべきとされている細則の趣旨に明らかに反する場合にのみ問題となるため、そもそも本件とは無関係の議論であって失当である。

原判決第2 1(6)ないし(14)(原判決5頁26行目から9頁16行目)に摘示のとおり、本編集委員会は控訴人の投稿論文の「天気」への掲載可否の判断にあたり、通常のプロセスに従い2名の査読者による詳細な査読を行ったが、2度の改稿を経てもなお控訴人の本論文は「天気」への掲載に適しないという査読者2名の一致した見解が出た。故に、本編集委員会は控訴人の本論文の「天気」への掲載を拒否したものであり、論文内容によって採否を決すべきとされている細則の趣旨に合致した運用を行っている。従って、本編集委員会の裁量権の濫用・逸脱の問題はなく、不法行為は成立しないとした原判決の理由及び結論は相当である。

(3) なお、控訴人は、原判決第3 1(2)記載の「当該掲載拒否理由について、投稿者からみて科学的には異論が十分ありえたとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」(原判決14頁18行目から20行目)と判断した部分について、原判決が科学的見解の一方の側に立って他の側の科学的見解を排除するものとして批判する。しかし、これは控訴人の原判決の曲解に基づく主張であって妥当でない。原判決は、本編集委員会が査読を経ないなど論文内容と無関係に論文掲載を拒否した場合に限って不法行為が成立すると判断しており、上記判断はこれを敷衍したに過ぎない。従って、原判決の

いう「相応の科学的根拠」の有無とは、論文の科学的真実性など論文の内容自体に関する問題ではなく、査読など学術論文の採否の判断にあたり通常採用されている専門家の意見聴取を行った結果に従っているかどうかを問題としていることは文脈上明らかである。原判決の上記判断を言い直せば、「控訴人からみて論文掲載拒否の理由について異論・不満があったとしても、論文掲載拒否行為が査読制度に基づいて行われた以上、不法行為は成立しない」ということであり、原判決は至極当然のことを繰り返して述べているに過ぎない。

(4) さらに、控訴人は、査読者及び本編集委員会が控訴人の本論文を「誤読した」ことを被控訴人が原審で争っていないので、民事訴訟法第159条第1項に定める自白が成立しており、上記「誤読」を基礎として原審が判断すべきであったところこれを行っておらず不当である旨主張するが、これも上記法令の理解の欠如及び原審における当事者の主張の理解不足からくる主張であって失当である。

民事訴訟法第159条第1項に定める自白が成立するのはいわゆる主要事実に限られており、控訴人の主張する「誤読」がそもそも主要事実該当するかどうかはさておき、原審訴状第3 2. 被告学会の違法行為その1「原告の論文掲載の不当拒否行為」(2)ないし(3)(訴状5頁9行目から5頁28行目)において、控訴人は本編集委員会が本論文を誤読したと主張しているが、被控訴人は原審答弁書第2 7(答弁書4頁1行目から4頁21行目)において、控訴人のかかる主張について明確に「否認ないし不知」と答弁している。加えて、原審において平成21年7月10日付にて控訴人が提出した求釈明書においても、控訴人の主張する「誤読」について被控訴人が争っていることを認めている。従って、査読者及び本編集委員会が控訴人の本論文を「誤読した」ことに関し民事訴訟法第159条第1項に定める自白が成立する余地はなく、

控訴人の主張には理由がない。

(5) 以上より、本論文の「天気」掲載拒否に関する原判決の事実認定及び判断は相当であり、控訴人の主張には理由がない。

### 3 一般講演拒否について

(1) 控訴人は、被控訴人が大会で控訴人の一般講演（以下本件講演という）を拒否した問題について、被控訴人の定款第8条第2項に定められている会員の特典である「各種の学術的会合に参加すること」とは、学術的会合において会員が一般講演などの研究発表を行うことであるとして原判決を批判する。

(2) 被控訴人の会員が被控訴人に対しどのような権利・特典を有しているのかについては、本書面第3-2(2)記載のとおり、まず被控訴人の定款・細則に明確な規定があればそれに従い、そこに規定がない事柄については運用上の内規、実務上の慣習等に従い、問題となっている事柄の性質を踏まえて合目的的に解釈すべきである。まず、被控訴人の定款上、会員の特典として「各種の学術的会合に参加すること」とのみ記載され、その内容について具体的には規定されていない。細則には、会員の研究発表、諸種の講演会を行う大会は毎年1回以上、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行う例会は原則月1回以上開催することや、講演申込みの手続きについて規定されているだけであってそれ以上の定めはない。

(3) そもそも被控訴人の主催する学術的会合は、気象学の研究の振興を図る目的で開催されるものであるため、会員であれば常にいかなる発表であれ行うことができると思うのは相当ではない。また、学術的会合には時間的・場所的制約があり、被控訴人の会員数が約4000人であることからすれば、ある学術的会合における講演を会員が希望したと

してもこれに全て応えることができない場合があることは自明である。被控訴人は、学術的会合の主催者として、各学術的会合の質を維持するため、申込みのあった講演内容が学術的会合における講演として適切かどうかを判断し、場合によって講演を拒否する自由な裁量を有していると考えるのが相当である。そして、被控訴人が主催する学術的会合においては「天気」への投稿論文掲載可否の場合に行われる査読制度のようなものは存在しておらず、単に講演の予稿の提出を受けるのみとなっていることから、講演内容が学術的会合における講演として適切かどうかについては提出された予稿を中心として被控訴人が適宜相当と考える手段によって判断すれば足りるというべきである。被控訴人の大会告示における一般講演拒否の記載の趣旨は、一般講演の可否について講演企画委員会の自由な裁量に委ねられることを前提に、一般講演が認められない場合を例示列挙したに過ぎない。

(4) そうであるならば、会員の特典である「学術的会合に参加する」とは、学術的会合の聴講に留まると考えるのが自然であり、それを超えて会員に各種学術的会合において一般講演を行うことができるとする具体的権利まで保証したものではなく、また、各学術的会合に研究発表をする機会が与えられると期待することも法的保護に値しないと説示した原判決は相当である。

(5) 控訴人は、会員数から見て講演の機会を与えられるのはごく一部である点について被控訴人が主張していないのに原判決がそれを理由として判断したことを不当と主張している。被控訴人の会員数が約4000人であることについては控訴人・被控訴人間で争いがなかったため、この事実を基礎として原判決が会員数からみて講演の機会を与えられるのはごく一部であるとの認定を行うために被控訴人の具体的な主張がなければならぬかどうかは別として、被控訴人は、原審答弁書第2

5（答弁書2頁最終行から3頁6行目）において、被控訴人の会員数が多数であることを会員が学術的会合において研究発表できる具体的権利を有しない理由の1つとして明確に主張している。従って、控訴人のかかる主張は全く理由がない。さらに、控訴人は理系学会での発表方法から会員が学術的会合において研究発表を行う具体的権利があると主張するが、控訴人が主張する理系学会での発表方法自体について何ら立証されていないし、また、その事と会員が被控訴人に対し学術的会合において研究発表を行う権利を有することとは無関係であるため、いずれにせよ控訴人の主張には理由がない。

（6）なお、仮に被控訴人の裁量権の濫用・逸脱が問題となるとしても、それは例えば私怨により講演申込みを拒否するなど極めて例外的な場面に限られる。しかし本件ではそのような事実関係は一切存在しないことは明白なのであるから、被控訴人の裁量権の濫用・逸脱は問題とならない。従って、いずれにせよ本件講演拒否に関し控訴人の請求には理由がないとした原判決の判断は相当である。

### 第3 結語

以上より、被控訴人の本論文の「天気」への掲載拒否及び大会における本件講演拒否について、被控訴人に法的責任はなく、原判決は相当であるため控訴人の控訴は棄却されるべきである。なお、本編集委員会の委員長、控訴人の投稿論文を査読した査読者2名および講演企画委員会の委員長の証人尋問は不要であり人証申請は却下されるべきである。

以上